

日本小児外科学会専門医制度規則

施行 2002. 1. 1

改正 2003. 5. 27

改正 2012. 5. 15

改正 2013. 5. 31

改正 2019. 4. 1

第1条（目的）

本規則は、日本の小児が高い水準の医学の恩恵を受けることができるために、施設と教育の充実を計り、小児の外科に関する優れた学識と技能を備えた臨床医を社会におくことを目的とする。

第2条（認定）

前条の目的を達成するため、日本小児外科学会（以下本学会と呼ぶ）は、専門医制度委員会を設置する。

2. 専門医制度委員会は、専門医認定委員会（以下専門医委員会と呼ぶ）および、施設認定委員会（以下施設委員会と呼ぶ）により構成される。

3. 専門医委員会および施設委員会の審査に合格した医師および施設を、それぞれ小児外科専門医（以下専門医と呼ぶ）および日本小児外科学会認定施設（以下認定施設と呼ぶ）と認定する。

4. 小児外科専門医制度委員長には理事長をあてる。

第3条（委員会）

専門医委員会および施設委員会委員は、本学会評議員のうちより社員総会において選任する。

第4条（取消）

認定の取消しは、当該委員会および理事会の議決、および評議員会の承認を要するものとする。

第5条（疑義）

認定および認定の取消しについて、当該人、または当該施設は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つものとする。

第6条（守秘）

申請および年次報告の内容については、学術資料としてのみ公開することができるものとする。委員会はすべて非公開とし、議事録の閲覧は理事長および監事に限るものとする。

第7条（公示）

本学会は、認定施設、専門医、日本小児外科学会認定登録医（以下認定登録医と呼ぶ）、日本小児外科学会指導医（以下指導医と呼ぶ）、日本小児外科学会名誉指導医（以下名誉指導医と呼ぶ）に関する必要な事項を公示するものとする。

第8条（細則）

本規則の施行に関する認定専門医制度施行細則は、専門医制度委員会での議決を経て理事会の承認を得るものとする。

第9条（改正）

本規則は、社員総会の議決により改正することができる。

日本小児外科学会専門医制度施行細則

施行 2002. 1. 1
改正 2006. 6. 6
改正 2007. 5. 30
改正 2009. 5. 31
改正 2010. 6. 18
改正 2011. 7. 21
改正 2012. 5. 13
改正 2013. 5. 29
改正 2018. 5. 29
改正 2019. 4. 1
改正 2021. 9. 7
改正 2023. 5. 28

第1章 委員会

第1条（定員）

専門医委員会および施設委員会（以下専門医制度委員会と総称する）の定員はそれぞれ8名とし、2年毎に、その半数を改選する。

第2条（任期）

専門医制度委員会委員の任期は4年とし、通算3期を越える再任はこれを認めない。任期に関しては、本学会定款第16条を準用する。

第3条（選任）

専門医制度委員会委員の選出にあたって、議長は、候補者でない評議員のうちより、2名以上の選挙管理委員を指名し、選挙の管理を委任する。

2. 委員の選出は、本学会役員の選出の後に行う。
3. 専門医委員会委員の選出は、施設委員会委員選出の後に行う。
4. 施設委員会委員と専門医委員会委員の兼任、および監事と委員会委員の兼任はこれを認めない。

第4条（候補者）

専門医制度委員会委員の候補者となろうとするもの、あるいは候補者を推薦するものは、予め理事長に届け出るものとする。

2. 候補者は通算10年以上、本学会の会員でなければならない。

第5条（投票）

投票は、その年度に選出すべき当該専門医制度委員会委員の人数に等しい数の連記、無記名とし、委任状による投票はこれを認めない。

2. 得票多数を得たものより、順次当選人を定め、得票同数のときは抽選によって、当選人を定める。

第6条（無効投票）

次の投票は、これを無効とする。但し、記載氏名の確認し難いものは、その部分のみを無効とする。

1. 定められた用紙を用いないもの。
2. 候補者以外の氏名または、他事を記載したもの。
3. 複数の同一氏名を記載したもの。

第7条（解任）

専門医制度委員会委員の解任は、本学会定款第18条を準用する。

第8条（補充）

委員の欠員は、前回の当該専門医制度委員会委員選挙の得票順位によって補充する。

2. 補充該当者のないときは次期社員総会において補充選挙を行う。
3. 補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、1年未満のときは任期に通算しないものとする。

第9条（運営）

専門医制度委員会の成立定足数は定員の3分の2以上とする。代理人または委任状はこれを認めない。

2. 委員長は互選によって定め、任期は2年間とし、引き続いての再任は、これを認めない。
3. 議決は賛成、反対、保留の順に行い、定員の過半数をもって決する。
4. 委員長は議事録を作成し、出席者代表2名の署名を得て、保管しなければならない。議事録の公開は、理事長および監事にのみ限るものとする。

第10条（業務）

1. 専門医制度委員会は以下の業務を管掌する。

1. 申請資格および認定の可否の審査に必要な実地調査。
2. 本施行細則およびその付則の改正に関する審議。
3. その他本制度の目的を達成するに必要な事項。
4. 各委員長は委員会報告を社員総会で行う。
5. 小児外科専門カリキュラム整備基準の整備を行う。

2. 専門医委員会は上に定めるほか以下の業務を管掌する。

1. 筆記試験の施行と成績判定。
2. 専門医、認定登録医、指導医および名誉指導医の認定を希望するものの申請資格の審査。
3. 専門医、認定登録医、指導医および名誉指導医の認定の可否の審査。
4. 認定施設群で作成された専門研修カリキュラムの評価・認定・指導を行う。
5. 専門研修医は、専門研修における重大な問題について専門医委員会に申し出ることができる。委員会は、研修カリキュラム統括責任者の直接指導を行う。

3. 施設委員会は第1項に定めるほか以下の業務を管掌する。

1. 認定を希望する施設の申請資格の審査。
2. 認定施設の認定の可否の審査。

第2章 小児外科専門医

第11条（申請資格）

専門医の認定を希望するものは、以下の基準を、すべて満たしていることを要する。

1. 日本国の医籍を有すること。
2. 認定施設において、小児外科の研修を専門研修医として通算3年以上行っていること。
3. 外科医として7年以上（うち5年以上は臨床研修とする）の経験を有すること。
4. 外科専門医あるいは日本外科学会認定登録医の資格を有すること。
5. 別に定める臨床実績（専門医制度付則第2条）を持つこと。
6. 別に定める学術経験（専門医制度付則第2条）を満たしていること。
7. 申請の時点で、引き続き3年以上本学会々員であること。
8. 本学会の行う筆記試験に合格していること。

第12条（申請資格の特例）

外科の研修年限に関しては、審査の上国外における研修をもって代えることができる。

第13条（認定期限）

認定の期限は認定の日より5年間とし、別に定める規定によって更新することができるものとする。

第14条（停止）

学会活動停止中は専門医の資格は停止する。

第15条（取消）

次に掲げる各項に該当するときは、専門医の認定を取消すものとする。

1. 本学会定款第9条によって、会員資格を喪失したとき。
2. 専門医として不適当と認められたとき。このときは、専門医認定委員会及び理事会の議決によって専門医の認定を取消すものとする。この場合、その専門医に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
3. 申請に虚偽の認められたとき。

第16条（復活、再申請）

止むを得ざる事情による会費滞納のため、取消された専門医資格は、審査の上復活を認めることができる。

2. 前条第3項によって、取消されたときは、5年間再申請することを認めない。

第3章 認定登録医

第17条（申請）

専門医資格更新にあたり臨床実績を充たせない専門医においては認定登録医の資格を申請することができる。

第 18 条（申請資格）

認定登録医の資格を希望する者は、最近の 5 年間に以下の基準をすべて満たしていなければならない。

1. 専門医の資格を有すること。
2. 所定の単位を取得（または所定の卒後教育課程を履修）していること。
3. 引き続いて本学会の会員であり、申請の時点で会費を完納していること。
4. 外科専門医または日本外科学会認定登録医の資格を有すること。

第 19 条（認定期限）

認定の期限は認定の日より 5 年間とし、別に定める規定によって更新することができるものとする。

第 20 条（取り消し、復活、および再申請など）

施行細則第 15 条、第 16 条を準用する。

第 21 条（専門医への移行申請）

認定登録医は以下の要件をともに満たす場合に専門医への移行を申請できる。移行により得られた専門医資格の有効期限は認定登録医の規定更新年までとする。

1. 申請の時点で外科専門医あるいは日本外科学会の認定登録医であること。
2. 別に定める臨床実績を充たしていること（資格更新に必要な履修歴および移行措置第 2 条）。

第 4 章 認定施設

第 22 条（申請資格）

認定施設とは、専門医制度の定める専門研修カリキュラム基準を満たした基幹となる小児外科研修施設である。認定施設の認定を希望するものは、以下の基準をすべて満たしていることを要する。

1. 基盤領域である外科専門医の専門研修基幹施設指定基準に準ずる一般的な教育水準を有している。
2. 専門研修カリキュラムを構築して管理し、これに基づく研修が可能である。
3. 小児外科指導医資格を有する専門研修カリキュラム統括責任者をおいている。
4. 小児外科専従医が 2 名以上常勤する。ただし、付則第 3 条に定める専門研修医は含めない。
5. 小児外科病床を常時有している。
6. 直近 3 年以内の平均で年間 100 例以上の NCD 小児外科領域手術数（手術総数）、および年間 5 例以上の新生児外科手術数（新生児手術数）を有すること。
7. 他科との総合カンファレンス、および合併症または死亡症例に関する合同カンファレンスなど、教育行事が定期的開催され、かつその記録が整備されている。
8. 学術雑誌または学術集会での研究発表が行われている。
9. NCD 小児外科領域登録施設である。
10. 施設実地調査（サイトビジット）に対応できる態勢を備えている。

第 23 条（認定期限）

認定施設の認定期限は 5 年間とする。

第 24 条（取消）

次に掲げる各項に該当するときは、期限内であっても認定施設の認定を取り消すものとする。

1. 認定を辞退するとき。
2. 認定施設として不相当と認められたとき。
3. 専門研修カリキュラム統括責任者（指導医）が引き続き6か月以上不在のとき。
4. 年次報告が、期限後6か月以内に提出されないとき。
5. 年次報告または施設認定申請に虚偽の認められたとき。

第25条（復活・再申請・更新）

前条第3項によって失った認定は、審査の上復活を認める。認定の期限は残りの期間とする。

2. 前条第4項によって失った認定は、審査の上その年度の7月1日まで6か月間遡って復活することができる。
3. 前条第5項によって取り消されたときは、5年間再申請することを認めない。
4. 認定の更新を希望する施設は、その都度更新用紙に記載して申請しなければならない。

第5章 教育関連施設

第26条（教育関連施設）

認定施設での研修を補完するための専門研修施設群内の連携施設として教育関連施設A、教育関連施設Bを認定することができる。

2. 教育関連施設における小児外科の研修は、その属する認定施設における研修とみなす。
3. 別段に定める規定のほかは、教育関連施設には、その属する認定施設に関する規定を準用する。
4. 教育関連施設に関しては、その属する認定施設が本制度について責任を負うものとする。

第27条（申請資格）

認定施設は、以下の基準をすべて満たす施設を、教育関連施設Aとして申請することができる。

1. 専門研修カリキュラム連携施設担当者（小児外科専門医）が最低1人以上常勤で在籍しており、認定施設と連携して専門研修医を直接指導する体制が整っていること。
2. 認定施設が定めた専門研修カリキュラムに協力して専門研修医の研修が可能であること。
3. 直近3年以内の平均で、年間100例以上のNCD小児外科領域手術数（手術総数）、あるいは年間5例以上の新生児外科手術数（新生児手術数）を有すること。
4. NCD小児外科領域の登録施設であること。
5. 施設実地調査（サイトビジット）に対応できる態勢を備えている。

2. 認定施設は、以下の基準をすべて満たす施設を、教育関連施設Bとして申請することができる。

1. 専門研修カリキュラム連携施設担当者（小児外科専門医）が最低1人以上常勤、あるいは非常勤で在籍しており、認定施設と連携して専門研修医を直接指導する体制が整っていること。
2. 認定施設が定めた専門研修カリキュラムに協力して専門研修医の研修が可能であること。
3. 直近3年以内の平均で、年間50例以上のNCD小児外科領域手術手術数（小児外科専門医が直接指導）を有していること。
4. NCD小児外科領域の登録施設であること。
5. 施設実地調査（サイトビジット）に対応できる態勢を備えている。

第6章 指導医

第28条（申請資格）

指導医の認定を希望するものは、以下の基準をすべて満たすことを要する。

1. 日本国の医籍を有すること。
2. 外科医として15年以上の経験を有すること。
3. 小児外科を10年以上専攻していること。ただし、うち5年以上は専従していること。
4. 別に定める臨床実績（専門医制度付則第1条）を有すること。
5. 別に定める学術経験（専門医制度付則第1条）を満たしていること。
6. 申請時に本学会々員であり、かつ通算10年以上本学会々員であること。
7. 専門医の資格を有すること。

第29条（申請資格の特例）

前条5項以下の規定に関しては、国外で取得した小児外科専門医資格を審査の上考慮することができる。

第30条（認定期限など）

認定の期限は認定の日より5年間とし、別に定める規定によって更新することができるものとする。

2. 指導医の資格の取消、復活、および再申請には、施行細則第15条および第16条を準用する。
3. 専門医と指導医資格の更新時期を一致させるため新規に指導医資格を得た場合に限り次回の更新まで専門医資格の延長を認める。

第31条（停止）

学会活動停止中は指導医・みなし指導医の資格は停止する。

第32条（取消）

次に掲げる各項に該当するときは、指導医・みなし指導医の認定を取消すものとする。

1. 本学会定款第9条によって、会員資格を喪失したとき。
2. 指導医・みなし指導医として不相当と認められたとき。このときは、専門医認定委員会及び理事会の議決によって指導医・みなし指導医の認定を取消すものとする。この場合、その指導医・みなし指導医に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
3. 申請書に虚偽の認められたとき。

第33条（名誉指導医）

指導医または指導医経験者は以下の条項を満たす場合に名誉指導医の資格を申請することができる。

1. 指導医の更新歴を1回以上有すること。
2. 引き続いて本学会の会員であり、申請の時点で会費を完納していること。
3. 申請期限は原則として指導医更新に準ずること。
4. 資格の取消、復活および再申請には、施行細則第15条、第16条を準用する。
5. 本資格は本学会員である限り継続され、更新を必要としない。

第7章 疑義・守秘・公示

第34条（疑義）

認定および認定取消しに関する疑義は、審査終了1か月以内に書面をもって当該専門医制度委員会委員長に行うものとする。当該専門医制度委員会委員長は当該専門医制度委員会の議を経て3か月以内に書面をもってその結果を回答しなければならない。

2. 認定の取消しにあたっては、当該人または施設に弁明の機会を与えなければならない。

第35条（守秘）

本学会は申請および報告の内容について、その秘密を守る義務を負うものとする。

2. 提出された申請、報告およびデータは学会がこれらを保管するものとする。

3. データファイルの複製は、審査の目的に限るものとし、複製はその年度の一連番号を付し、使用後は回収しなければならない。

4. 関係者は、職務上知り得たこれらの申請および報告の内容を他に洩らしてはならない。

第36条（公開）

申請および報告の内容の公開は、統計の形式に限るものとし、本学会の機関誌に掲載するものとする。

2. 会員は学術研究の目的で内容の公開を求めることができる。

3. 統計の実施と内容は、その都度理事会の審議決定を経なければならない。

第37条（公示）

本学会は下記の項目について決定した場合は、速やかに本学会機関誌およびホームページに公表する。

1. 専門医制度委員会委員の氏名および所属施設

2. 認定施設および教育関連施設の施設名および所在地。

3. 専門医、認定登録医、指導医および名誉指導医の氏名および所属施設。

第8章 事務手続

第38条（年次報告）

認定施設は、年次報告を、指定される期日までに理事長に提出しなければならない。

2. 提出期限に遅れたときは、その月数に応じて、延滞金を課するものとする。

第39条（認定の期日）

期限内に申請のあったものはいずれもその年内に認定を行う。

2. 新しく認定された施設の認定資格はその年の1月1日より有効とする。ただし、本規定は2019年1月1日以降に申請を行うものから適用する。

第40条（申請の期限）

認定を希望するものは、別に定める期日までに指定した様式にて理事長に提出するものとする。受験の申込も同様とする。

2. 認定の更新を希望する施設は、別に定める期日までに申請するものとする。

第41条（庶務）

本学会は、別に定める規定に従い小児外科専門医制度庶務をおくことができる。

第 42 条（申請の費用）

申請者は、別に定める受験料、申請料、登録料などを納付しなければならない。既納の諸費用はこれを返却しない。

第 9 章 暫定措置・付則

第 43 条（暫定措置）

本規則および細則の施行にあたって、暫定措置を定めることができる。

2. 暫定措置による規定は、本規則および細則の水準と同等またはそれ以上のものでなければならない。
3. 暫定措置は、専門医制度委員会の議決を経て理事会を経て、制定する。

第 44 条（付則）

本細則の付則は以下の通りとする。

1. 専門医の申請に必要な臨床実績（教育カリキュラム）と学術経験に関する規定。
 2. 指導医の申請に必要な臨床実績と学術経験に関する規定。
 3. 専門研修医に関する規定。
 4. 費用に関する規定。
 5. 庶務設置に関する規定。
2. 付則は理事会および評議員会の議決を経て制定する。

第 10 章 改正

第 45 条（改正）

本細則の改正は、専門医制度委員会での議決を経て理事会において決定する。

日本小児外科学会専門医制度規則補則

施行 2002. 1. 1

改正 2012. 5. 13

第 1 条（施行）

本規則および細則は 2002 年 1 月 1 日より施行する。

第 2 条（委員の選出）

発足時の専門医委員会委員は認定医制度認定医認定委員、施設委員会委員は認定医制度認定施設認定委員をもってあてる。

第 3 条（資格の移行）

認定医制度による認定施設は 2002 年 4 月 1 日をもって、認定医、指導医は別に定める移行措置に従い本規則および細則による資格に移行する。

2. 専門医および指導医に必要な臨床実績は認定医教育カリキュラム基準に従って得られたものを用いることができる。

第4条（優先）

本規則および細則は2007年3月31日までの認定医制度併存期間においては、認定医制度規則および細則に優先する。

2. 同期間中の認定医制度の業務は専門医制度委員会ならびに専門医制度事務局が管掌する。

第5条（事務局）

専門医制度事務局は2002年1月1日をもって認定医制度事務局を引き継ぐものとする。

第6条（会計）

専門医制度会計は2002年1月1日をもって認定医制度会計を引き継ぐものとする。

日本小児外科学会専門医制度付則

施行	2002. 1. 1
改正	2007. 5. 30
改正	2008. 5. 27
改正	2010. 6. 18
改正	2012. 5. 13
改正	2013. 5. 29
改正	2018. 5. 29
改正	2019. 4. 1
改正	2021. 9. 7
改正	2022. 7. 7

第1章 申請に必要な臨床実績と学術経験

第1条（指導医）

指導医の申請に必要な臨床実績は以下の通りとする。

1. 新生児については、40例以上の執刀経験を有すること。ただし、先天性食道閉鎖症、腸閉鎖（狭窄）症、横隔膜ヘルニア、臍帯ヘルニア（腹壁破裂）、消化管穿孔の5疾患については、少なくともそれぞれ1例以上の執刀経験を要する。
2. ヒルシュスプルング病根治手術、高位鎖肛根治手術、悪性腫瘍、胆道閉鎖症およびこれと同等以上の疾患について、40例以上の執刀経験を有すること。ただし前記4疾患については、少なくともそれぞれ1例以上の執刀経験を要する。
3. 前2項の執刀経験については、若干の指導助手の経験をもってこれに替えることができる。
4. 指導医に必要な学術経験とは、小児外科に関する発表10回以上、筆頭者としての査読のある原著論文5篇以上を有すること。ただし、原著論文は3篇までは査読のある症例報告6篇に換算することができる。

第2条（専門医）

専門医に必要な臨床実績とは、本学会の定める専門医教育カリキュラム基準に従って得られたものをい

う.

2. 前項に加え、以下に定める手術経験を有すること.

1. 小児外科手術 150 例以上の執刀経験
2. 新生児 20 例以上の手術経験, うち少なくとも 5 例は執刀経験とし, 残りは助手でも可
3. 5 歳以下乳幼児 100 例以上の執刀経験
4. 鼠径ヘルニア類以外 50 例以上の執刀経験

ただし,

1) 計上できる手術は認定施設年次報告で手術として認められているものに限る.

2) 助手は第 1, 2 助手までとする.

3) 鼠径ヘルニア類とは鼠径ヘルニア, 精巣水腫, 精索水腫, Nuck 管水腫をいう. 同時に手術した両側鼠径ヘルニアは 1 例と数える.

3. 専門医に必要な学術経験とは, 筆頭者として研究発表と論文発表することである. 小児外科に関する筆頭者としての研究論文あるいは症例報告を, 1 篇以上, 日本小児外科学会学術集会、あるいは秋季シンポジウムに 1 回以上の参加を必要とする. また、学術発表における筆頭者として、下記の合計 30 単位以上を必要とする。

1. 研究発表

①日本小児外科学会定期学術集会または秋季シンポジウム：5 単位

②海外の小児外科の学会：5 単位（例 PAPS, AAPS など）

③小児外科学会の認める小児外科系の学会・研究会の年次総会，定期学術集会：2 単位（例 日本小児放射線学会，日本周産期・新生児医学会，日本小児泌尿器学会，日本小児血液・がん学会，および小児外科関連地方会など）

2. 論文発表

①日本小児外科学会雑誌，Pediatric Surgery International：20 単位

②英文による小児外科関連雑誌：15 単位（例 Journal of Pediatric Surgery など）

③小児外科系関連の和文雑誌：10 単位

④著作による小児外科関連の書籍：10 単位

第 2 章 専門研修医

第 3 条（専門研修医の定義）

専門医を志すもので、年次報告に氏名、その他の必要事項が記載登録された常勤の医師を研修医とする。常勤とは週 4 日以上勤務を続けるものとし、常勤期間を研修期間とみなすものとする。

第 3 章 庶務

第 4 条（総則）

本制度の庶務は、学会支援機構内におく。

第5条（専門医制度庶務委員長（以下庶務委員長）、専門医制度庶務副委員長（以下庶務副委員長）の委嘱）

理事長は、理事会の同意を経て、本学会会員のうちより、庶務委員長1名、庶務委員長補佐1名、庶務副委員長2名、専門医制度庶務副委員長補佐2名、必要があれば顧問若干名を委嘱する。これらの任期は2年とし、通算3期とし、再任を妨げない。任期中は理事会の決議によるほかは解任できない。任期に関しては、本学会定款第16条を準用する。

第6条（任務）

庶務委員長は認定事務を統括し、認定事務の円滑な運営を図る。

庶務副委員長2名は、それぞれ認定施設認定事務あるいは専門医認定事務のいずれかを担当し、それぞれの事務の円滑な運営を図る。庶務委員長に事故あるときは、庶務副委員長のいずれかがこれに代わる。

庶務副委員長補佐2名は、それぞれ認定施設認定事務あるいは専門医認定事務を担当する庶務副委員長を補佐し、それぞれの認定事務の円滑な運営を図る。

顧問は、庶務委員長の諮問に応じて必要な助言を行うとともに、必要あるときは業務に参画して、認定事務の円滑な運営を援助する。

第7条（補充）

庶務委員長および庶務副委員長の欠員は、速やかに補充しなければならない。補充の方法は第4条に準ずるものとする。補充されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

第8条（会計）

専門医制度会計は、本学会会計の中で、小児外科学会財務会計委員長の責任においてこれを執行する。専門医制度会計の会計年度、監査、決算および予算の承認は、本学会会計に準ずるものとする。

2. 専門医制度会計の収入は、手数料、申請書類料および本学会よりの補助金とする。

第9条（手数料）

申請者の納入する費用はつぎのとおりとする。

1. 申請料、審査料および登録料

		施設 1)	教育関連施設 A・B	専門医 (含む 認定登録医)	指導医	名誉指導医	専門医への移行申請
申請料		無料	無料	5千円	5千円	5千円	5千円
審査料	新規	3万円	1万円	2万円	4万円	—	—
	更新	3万円	1万円	5千円	2万円	—	—
	年次報告書	1万5千円	5千円	—	—	—	—
登録料		2万円	2万円	1万円	1万円	1万円	

1) 認定施設、特定教育関連施設

2. 受験料2万5千円

特定施設に関する規定

施行 2002. 1. 1

改正 2010. 6. 18

改正 2013. 5. 29

改正 2018.10. 27

第1条（総則）

本規定は、開設または運用開始後、所定の期間を経過していない施設を「特定施設」として認定する際の措置を定めたものである。本規定に定めるほかは、専門医制度に関する各種規定によるものとする。

第2条（適用期間）

特定施設の適用期間は次のとおりとする。

1. 開始日は開設または運用の開始日とする。
2. 終了日は開設または運用の開始日より5年後の12月31日とする。ただし、運用の開始が6月1日以後のときは6年後の12月31日とする。ただし、本規定は2014年1月1日以降に申請を行うものから適用とする。

第3条（申請資格）

特定施設の認定を希望する施設は、以下の項目をすべて満たしていることを要する。ただし、当分の間は第5項および第12項を除外することができる。

1. 小児外科の専門診療が行なわれていること。
2. 1978年4月以後に開設または運用が開始されていること。
3. 小児外科の指導医が1名以上常勤していること。
4. 小児外科の診療と卒後教育に協力する小児科医および麻酔医が常勤していること。
5. 独立した小児患者の看護単位をもつこと。
6. 以下の検査を常時施行しうること。
 1. X線撮影
 2. 血液ガス
 3. 血液一般検査（血算）および血液生化学検査
 4. 迅速病理診断
 5. 超音波検査
 6. CT スキャン
7. 放射線治療が可能なこと。
8. RI 検査が可能なこと。
9. リハビリテーション機能をもち、医療相談業務が行われていること。
10. 医学的会合が定期的に行われていること。
11. 小児外科の卒後教育に関するカリキュラムをもっていること。
12. 実験研究設備をもっていること。

第4条（年次報告書）

特定施設は、年次報告を毎年3月31日までに理事長に提出しなければならない。

第5条（研修歴の評価）

特定施設が、適用の期間内に、認定施設の認定申請を提出し、認定を受けたときは、既提出の年次報告を小児外科専門医の研修歴の評価に用いるものとする。

第6条（適用の中止）

特定施設には、施行細則第24条および第25条を準用する。

第7条（申請書）

特定施設の認定を希望する施設は、開設または運用開始の期日を指定した様式に記入し施設認定申請を理事長に提出するものとする。

第8条（改正）

本特別規定の改正は、専門医委員会、施設委員会および理事会の議を経たのち評議員会で決する。

付則 本特別規定は2002年1月1日より施行する。

付則 本特別規定は2019年3月31日をもって廃止する。

特定教育関連施設に関する規定

施行 2020. 1. 1

第1条（総則）

本規定は、新たに開設または運用開始後、所定の期間を経過していない施設を「特定教育関連施設」として認定する際の措置を定めたものである。特定教育関連施設は、連携する認定施設が本制度について責任を負うものとする。本規定に定めるほかは、専門医制度に関する各種規定によるものとする。

第2条（申請資格）

認定施設は、以下の基準をすべて満たす施設を、特定教育関連施設として申請することができる。

1. 新たに小児外科診療を開始してから3年以内の施設とする
2. 小児外科の専門診療が行なわれていること。
3. 専門研修カリキュラム連携施設担当者（小児外科専門医）が最低1人以上常勤在籍しており、認定施設と連携して専門研修医を直接指導する体制が整っていること。
4. 連携する認定施設が定めた専門研修カリキュラムに基づいた専門研修医の研修が可能であること。
5. NCD 小児外科領域手術（小児外科専門医が直接指導）が行われていること。
6. NCD 小児外科領域の登録施設であること。
7. 適用期間内あるいは終了翌年には認定施設、教育関連施設 A・B に認定される見込みであること。

第3条（適用期間）

特定教育関連施設の認定期間は次のとおりとする。

1. 開始日は認定された年の1月1日からとする。
2. 終了日は最長で開設または認定日より5年目の12月31日とする。期間内であっても、第2条に示す基準を満たさなくなった場合は認定が取り消される。
3. 認定施設群の各々の申請基準を満たし、直近3年の平均 NCD 小児外科領域手術症例数によって、4年目以降に認定施設又は教育関連施設 A・B として認定される。

第4条（年次報告書）

認定施設は、連携する特定教育関連施設の年次報告を毎年3月31日までに理事長に提出しなければならない。

第5条（研修歴の評価）

特定教育関連施設が、特定教育関連施設として認定を受けた期間の既提出の年次報告を小児外科専門医の研究歴の評価に用いるものとする。

第6条（認定の中止）

特定教育関連施設には、施行細則第24条および第25条を準用する。

第7条（申請書）

特定教育関連施設の認定を希望する施設は、新たに開設または運用開始の期日を指定した様式に記入し、施設認定申請を連携する認定施設から理事長に提出するものとする。

第8条（改正）

本特別規定の改正は、専門医委員会、施設委員会および理事会において決定する。

第9条（運用）

本規定は2020年1月1日以降に申請を行うものから適用とする。

専門医制度特別規定

施行 2002. 1. 1

改正 2010. 6. 18

改正 2012. 5. 13

第1条（総則）

本特別規定は、昭和53年以前の医師国家試験合格者を、小児外科専門医（以下専門医と呼ぶ）と認定する際の特別措置を定めたものである。本規定によるほかは、専門医制度に関する規則、細則、付則および規定によるものとする。

第2条（認定）

本特別規定による専門医は、本学会が細則によって認定する専門医と、同等またはそれ以上の学識と技倆を備えたものでなければならない。

第3条（申請資格）

本特別規定による認定を希望するものは、以下の項目をすべて満たしていることを要する。

1. 日本国の医籍を有すること
2. 一定の基準をもつ施設において、3年以上の小児外科診療に専従した経歴をもつこと
3. 外科医として7年以上（うち5年以上は臨床研修とする）の経験を有すること
4. 外科専門医の資格を有すること
5. 小児外科に関する筆頭者としての研究論文および症例報告を、それぞれ1篇以上、およびその他の論文を3篇以上発表していること
6. 学会、地方会、研究会において、小児外科に関する発表を、演者として3回以上行っていること

7. 付則第2条に定める以上の臨床実績を積んでいること
8. 申請の時点で、引き続いて5年以上本学会々員であること
9. 本学会の行う筆記試験に合格していること
10. 昭和53年以前の医師国家試験合格者であること

第4条（施設）

前条第2項に掲げた施設の規模と機能は、認定施設に準ずるものとする。ただし、指導医の常勤についてはこの限りではない。

第5条（臨床実績）

第3条第7項の判定に資するため、申請者は、最近の10年間に申請者が経験した手術について、当該施設の手術簿またはこれに代わるものの複写を提出しなければならない。

第6条（資料の追加，調査）

専門医委員会は、資料の追加提出を求めること、および実地調査などを行うことができる。

本特別規定は、2002年1月1日より施行し、2019年3月31日をもって廃止する。

専門医、認定登録医および指導医資格の更新規定

施行 2002. 1. 1
改正 2010. 6. 18
改正 2012. 5. 13
改正 2013. 5. 29
改正 2018. 10. 27
改正 2019. 10. 16

第1条（総則）

本規定は認定後、専門医、認定登録医および指導医（以下、暫定指導医を含む）の資格を更新する際の措置について定めたものである。本規定によるほかは、本学会が定めた専門医制度に関する各種規定によるものとする。

第2条（認定）

専門医委員会は提出書類について資格更新の可否を認定する。必要のあるときは書類の追加提出を求めることができる。

2. 施行細則第15条または第16条に該当するときは資格の更新を認めないものとする。

第3条（申請）

資格の更新を希望するものは、別に定める期日までに、指定した様式にて申請を提出するものとする。但し、提出の遅延が止むを得ない場合はこの限りではない。

第4条（専門医）

専門医資格の更新に際して、最近の5年間に以下の条件を充たしていなければならない。

1. 所定の単位を取得（所定の学術集會に参加）していること。
2. 引き続き本学会の會員であり、申請の時点で会費を完納していること。
3. 外科専門医あるいは日本外科学会認定登録医の資格を有すること。
4. 診療実績として、別に定める手術経験を有すること。但し、臨床実績を充たせない場合は認定登録医の資格を申請できる。

第5条（認定登録医）

認定登録医資格の更新に際しては、最近の5年間に以下の条件を充たしていなければならない。

1. 所定の単位を取得（所定の学術集會に参加）していること。
2. 引き続き本学会の會員であり、申請の時点で会費を完納していること。
3. 外科専門医あるいは日本外科学会認定登録医の資格を有すること。

第6条（指導医）

指導医資格の更新に際しては、最近の5年間に以下の条件を充たしていなければならない。

1. 所定の単位を取得（所定の学術集會に参加）していること。
2. 指導医としての学術経験を有していること。
3. 引き続き本学会の會員であり、申請の時点で会費を完納していること。
4. 専門医あるいは認定登録医の資格を有すること。
5. 外科専門医あるいは日本外科学会認定登録医の資格を有すること。
6. 専門医資格を同時に更新する場合には本更新規定第4条4項の要件を充たすこと。

第7条（更新条件）

第4条第1項および第6条第1項の内容については、専門医委員会の議を経て理事会が定める。

第8条（改正）

本規定は専門医制度委員会の議決を経て理事会が改正することができる。

第9条（施行および移行措置）

本規定は2002年1月1日より施行する。

2. 本規定の第4条第3項、第4項は2012年以降に更新を行うものから適用する。ただし移行措置として2012年、2013年の更新は2014年12月31日まで延長されるものとする。また、2014年から2018年までの更新は認定期限日から9か月間（12月31日まで）延長されるものとする。なお、本規定の第4条に定める更新要件は延長期間を含む認定期間内に充足していることを要する。
3. 本規定の第6条第3項、第4項は2012年以降に更新を行うものから適応とする。ただし、移行措置として2012、2013年の更新は2014年12月31日まで延長されるものとする。また、2014年から2018年までの更新は認定期限日から9か月間（12月31日まで）延長されるものとする。なお、本規定の第6条に定める更新要件は延長期間を含む認定期間内に充足していることを要する。

資格更新に必要な履修歴および移行措置

施行 2002. 1. 1

改正 2007. 5. 30

改正 2010. 6. 18

改正 2012. 5. 13

改正 2013. 5. 29

改正 2019.10. 16

第1条（学術集会への参加）

表1，1）2）に示す学術集会に，最近の5年間（資格認定前年の1月1日より起算）に5回以上参加していること。

2. ただし，専門医および認定登録医の場合は○印を付したものに，指導医の場合は◎印を付したものに，少なくとも3回以上参加していなければならない。

また表1，1）の学術集会において，△に1回以上の参加を必須とし，合計30単位以上の参加歴があること。

第2条（臨床実績）

専門医の更新および認定登録医の専門医への移行申請には臨床実績として最近の5年間に100例以上の手術経験を必要とする。手術は外科専門医修練カリキュラムに記載されている手術で16歳未満に実施されたもの，あるいは認定施設年次報告で認められているものとする。

第3条（移行措置）

日本小児外科学会認定医制度による認定医，指導医の認定・更新は2001年の認定・更新をもって打ち切る。

2. 2002年より専門医制度による認定・更新を開始する。

1. 認定および更新に必要な臨床実績・履修歴は認定医制度教育カリキュラム基準に従って得られたものを用いることができる。

2. 2002年から2006年の移行期間中に指導医を申請するときは細則第28第7項の専門医を認定医と読みかえることができる。

3. 2002年1月1日の時点ですでに認定医，指導医あるいは暫定指導医の資格を有するものについては以下の移行措置をとる。

1. 既定の更新時期が2006年以前であるものは既定の更新時期に更新を行う。

2. 既定の更新時期が2007年以降であるものは資格取得から5年後に更新を行う。

4. 3-2により認定期間が5年短縮するものについては以下の移行措置をとる。

1. 表1に示す学会または学術集会あるいは研修会に，認定医の場合は○印を付したものに，指導医の場合は◎印を付したものに1回以上参加していなければならない。

2. 審査料，登録料を不要とする。

表1 学術集会などの名称

1)

◎◎日本小児外科学会（５単位）
◎◎日本小児外科学会秋季シンポジウム（５単位）
*◎日本小児外科学会卒後教育セミナー（５単位）
△日本外科学会定期学術集会（１０単位）
日本外科学会卒後教育セミナー（１０単位）
日本胸部外科学会（５単位）
日本消化器外科学会（５単位）
日本臨床外科学会（５単位）
日本心臓血管外科学会（５単位）
日本呼吸器外科学会（５単位）
日本血管外科学会（５単位）
日本内分泌外科学会（５単位）
日本乳癌学会（５単位）
*日本医学会（５単位）
上記学会の生涯研修などの教育行事（５単位）

2)

日本小児外科学会地方会
日本周産期・新生児医学会
日本小児血液・がん学会
小児外科関連の学会・研究会・地方会
*上記学会が主催するセミナー
*日本医師会の生涯教育講座

注：指導医の場合は*印は講師としての参加のみを算入する。

認定資格の申請期限に関する規定

施行 2013. 5. 29

改正 2018. 10. 27

改正 2019. 4. 1

第1条（専門医、認定登録医、指導医の新規・更新申請）

認定資格を新規申請する者は、いずれも8月31日までに申請するものとする。

2. 認定資格を更新申請する者は、いずれも認定期限の終了する年の8月31日までに申請するものとする。

第2条（施設認定の新規・更新申請）

認定資格を新規申請する施設は5月31日までに申請するものとする。

2. 認定資格を更新申請する施設は認定期限の終了する翌年の5月31日までに申請するものとする。

第3条（専門医筆記試験の申込）

専門医筆記試験の申込を希望する者は4月30日までに申請するものとする。

第4条（改正）

本規定は、専門医制度委員会での議決を経て理事会において決定する。

第5条（適用期間）

本規定は2019年以降に申請を行うものから適用する。